

「ファースト・メンテナンス・サービス利用規約」

表記「甲」欄の記載者（以下「甲」という）と、株式会社ファースト（以下「乙」という）とは、表記「ファースト・メンテナンス・サービス」欄記載のOA機器等（以下「保守対象物」という）を常に良好な状態で稼働させ、耐久性を維持させるため、本規約に基づき保守対象物の保守（以下「保守」という）に関する契約（以下「本契約」という）を締結するものとする。

第1条（契約開始日および契約期間）

本契約に基づく保守が開始される日は表記「保守契約開始日」欄記載日（以下「契約開始日」という）とします。

2. 契約期間は契約開始日から1年間とし、契約期間内における解約はできない事とします。なお、契約期間満了日の1ヶ月前までに甲から乙に対し何らの意思表示もない場合、更に1年間自動更新されるものとし、以降も同様とします。

第2条（通常保守時間）

本契約に基づき乙が甲に対して保守サービスを提供する時間は原則として乙の営業時間内（土曜日・日曜日・祝祭日を除く9時から18時まで）に限るものとし、

第3条（保守料金）

本契約に基づき、乙が行う保守サービスの対価「ファーストメンテナンス料金」（以下「保守料金」という）の金額は「ファーストサポートサービス申込書」に記載された金額とします。

2. 甲は保守料金を月払いにて支払う事とします。
3. 乙は保守料金等の金額を改定する場合があります。ただし、保守料金等の金額を改定する場合、乙は甲に対し、当該改定日の1ヶ月前に文書によって通知するものとし、

第4条（保守の内容）

乙は必要に応じて保守対象物の内容毎に定める乙所定の保守および点検を実施するものとし、

2. 乙は甲と「甲への導入」について契約した保守対象物の「本体及び周辺機器」ならびに当該保守対象物の「導入時の仕様」を保守の対象範囲とし、それ以外の機器等の故障については、甲乙協議のうえ、乙は甲に対し別途補修費を請求できるものとし、
3. 乙は保守対象物が正常に使用されて故障した場合、責任をもって部品の取替えおよびその補修作業を行います。
4. 甲は保守サービスが円滑に行われるように、乙の保守作業員に対して保守対象物の保守、点検、調整に必要とする全てについて、便宜を図るものとし、
5. 甲が保守対象物に他の装置もしくは機器等を付加し、または保守対象物を改造しようとする場合には、あらかじめ文書で乙の承諾を得るものとし、これに要する費用は甲の負担とします。なお、乙に対して事前の文書による承諾を得ないまま、保守対象物に何らかの変更を加えた場合には、乙のその対象物に対する保守の義務は免責される事とします。
6. 次の各号に該当するものは本契約に基づく保守サービスの対象外とします。
 - (1) 火災・地震・水害・落雷・塩害・ガス害・獣虫害その他の天災地変ならびに公害や異常電圧その他の外部要因により生じる故障および損傷の修復作業
 - (2) 保守対象物の使用方法変更に伴う改造・組換およびその作業
 - (3) 保守対象物の全分解掃除・組立調整作業
 - (4) 設置場所変更にとまなう保守対象物の乙指定以外の者による移動および備付調整作業
 - (5) 保守対象物の誤った取扱いおよび、環境設定仕様と著しく異なる事情等に起因する調整または修復作業
 - (6) 故意もしくは過失により生じた損傷の修復作業

- (7) 消耗品（充電器・バッテリー・ケーブルコード・機ひも・トナーカートリッジ・記録紙並びに感熱紙等）及び機器付属品の代金
- (8) 取扱品以外の部品、付属品、消耗品の使用によって生じる故障の修理
- (9) 本体に付属されているソフトウェアおよび導入後に追加された物

第5条（保守料金の改訂）

本契約の更新については、乙の申し入れに基づき、甲乙協議の上、保守料金を改訂するものとします。

第6条（保守対象物の移動）

甲は保守対象物を表記「設置先住所」欄記載の設置場所(以下「所定設置場所」という)以外に移動し使用する場合には、あらかじめ乙に通知するものとします。

- 2・甲が保守対象物の一部を所定設置場所から移動し使用する場合は事前に乙に連絡した事を前提に、乙は契約期間終了日まで保守サービスを継続するものとします。ただし、乙の定める保守地域を越えた場合にはその限りではありません。

第7条（保守の委託）

甲は乙に保守対象物の保守を委託し、乙は当該保守の責任を負うこととします。なお、乙は第4条の作業を乙の指定する保守会社に再委託することができるものとします。

第8条（ネットワーク保守）

ネットワーク保守とは、所定設置場所に設置されたPC及びネットワーク機器（以下「ノード」という）により構成される情報網システムのうち、甲乙間で保守サービスの対象として確定したノード（以下「対象ノード」という）によって構成される乙が設置設定した部分（以下「対象ネットワーク」という）に対する保守サービスである事を意味します。なお、ネットワーク保守の場合は、対象ネットワークが保守対象物となります。

- 2. 乙は対象ノードを含む対象ネットワークの円滑かつ効率的な稼動を維持するために本契約に基づき、ネットワーク保守を行うものとします。

第9条（ネットワーク保守の内容）

乙が甲に提供するネットワーク保守の内容は以下の通りとします。

(1) 一次対応

対象ネットワークの不具合について、電話による保守を行います。

(2) 二次対応

- ①ネットワーク保守サービスメニューによって異なりますが原則としてオンサイト対応で対象ノードのプロトコル送受信状況の確認等により対象ネットワークの不具合原因の切り分けを行います。

②前号または本号の①により対象ネットワークに障害がある事が判明した場合、当該障害の復旧作業を行います。ただし、対象ネットワークのうち対象ノードのハードウェア以外の部分に障害がある場合に限りません。

- 2. 前項第1号または同項第2号の①により、対象ノードのハードウェア部分に障害がある事が判明した場合、ネットワーク保守の対象外とし、当該障害の修理にかかる費用は、別途、甲が負担するものとします。なお、対象ノードのハードウェア部分の障害に対する保守については、次の通り処置されるものとします。

(1) 甲が「ファーストメンテナンスサービス契約申込書」により「対象ノードのハードウェア部分」を対象とする保守契約（以下「ハードウェア保守契約」という）を別途乙と締結している場合は乙は、当該ハードウェア保守契約に基づき、対象ノードのハードウェア部分の障害に対する保守対応を行うものとします。

- (2) 甲が別途、乙とハードウェア保守契約を締結していない場合であって、かつ甲が「対

象ノードのハードウェア部分」の障害に対する保守を希望する時は乙は別途、乙所定の料金を申し受ける事により、発生する都度、保守対応できるものとします。

3. 第1項第1号または同項第2号の①により対象ノード以外のノードまたは乙が設置設定していない情報網システム部分に障害がある事が判明した場合は、ネットワーク保守の対象外とし、当該障害の保守について乙は関知しないものとします。

第10条（遅延損害金）

甲が本契約に基づく債務の支払いを遅延したときは、約定支払日の翌日から完済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第11条（通知義務）

甲及び乙は、自己の住所、氏名、名称、称号、代表者等を変更した場合、直ちに相手方に対してその旨を文書で通知するものとします。

第12条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約履行上知り得た相手方の業務上の秘密を、契約期間中はもとより契約終了後も第三者に漏洩してはならないものとします。

第13条（契約の解除）

乙は、甲が次の各号の一つに該当する場合は、通知催告の手続きを経ないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 保守料金その他乙に対する債務の支払を1回でも怠ったとき
- (2) 仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立もしくは破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立があったとき、もしくは清算に入ったとき
- (3) 手形・小切手の不渡りを出した時等、支払不能の事由が生じたとき
- (4) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれが認められる相当の事由があるとき
- (5) 本契約事項に違反したとき

第14条（中途解約）

甲及び乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面をもって通知し、甲は契約期間の未経過分に相当する保守料金および消費税を支払う事により、本契約の全部または一部を中途解約することができるものとします。

2. 乙は、甲の移転等により保守対象物の設置場所までの距離が遠隔となり、保守サービスの継続が困難になると判断した場合、書面をもって甲に通知することにより、本契約の全部または一部を中途解約することができるものとします。ただし、甲乙協議のうえ、乙が認めた場合は、解約日について別途定めることができるものとします。

第15条(解除または解約時の措置)

契約期間内に本契約が第13条に基づき解除され、または第14条第1項に基づき甲の都合により本契約の全部もしくは一部が中途解約され、または更新されなかった場合、甲は、契約期間の未経過分に相当する保守料金及び消費税額を直ちに乙に支払うものとします。

第16条（権利譲渡の禁止）

甲は、本契約により生じた一切の権利を、乙の文書による事前の承諾無くして第三者へ譲渡してはならないものとします。

第17条（協議）

本契約に定めがない事項または本契約の規約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ、円滑な解決を図るものとします。

第18条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の係争について、第一審の管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

第19条（特約事項）

表記の「特約事項」欄に記載された条件（以下「特約事項」という）は、本規約と同等の効力を有するものとします。

2. 特約事項が本規約と異なるまたは矛盾する場合は、特約事項の定めが優先するものとします。

以上
2010年1月1日